

庄和総合支所樹木管理及び除草業務委託仕様書

1 業務委託概要

- (1) 業務委託名 庄和総合支所樹木管理及び除草業務委託
- (2) 業務場所 春日部市金崎839番地1 外
- (3) 期間 令和8年4月1日から令和8年11月30日
- (4) 業務委託項目
 - 1 剪定工 高木・中木の剪定
 - 2 剪定工 低木の剪定
 - 3 芝生管理工 庁舎南側・西側
 - 4 除草工 第2駐車場・第3駐車場
支所北側駐輪場裏・支所北側附属棟裏

2 共通事項

受注者が遵守する項目は以下のとおりとする。なお、疑義が生じた場合もしくは困難となつた場合には、速やかに監督員と協議を行い、指示を仰ぐこと。

- (1) 受注者は、業務委託契約書、建設業法、騒音規制法、労働基準法、職業安定法、労働者災害補償保険法、消防法及びその他の関係法令並びに関係官公庁の許可条件その他諸法令・法規を遵守し、受注者の責任と費用負担において円滑な進捗を図らなければならない。
- (2) 業務中、受注者の不注意やその他の原因で作業員が死傷した場合は、その責任は一切、受注者の負担とする。また、受注者の責に帰すべき施工中の事故損傷等が発生したとき、または既設構造物・機器等に損傷等を与えたときは無償で発注者の指定する期間内に修理又は交換しなければならない。
- (3) 受注者は、業務着手に先立ち、現地の状況等について綿密な調査を行い、実状把握のうえ業務を行わなければならない。
- (4) 受注者は契約後速やかに工程表および計画書を提出し、完了時には完成写真およびその他発注者が必要と認めるものを提出する。
- (5) 受注者は、常に進捗状況について注意し、予定の工程と比較検討し、円滑な進行を図らなければならない。なお、業務の仕様が実際の状況と異なる場合は、監督員の指示に従い、業務を行うものとする。
- (6) 本業務にかかる官公庁等関係機関への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。

- (7) 受注者は、仮設物を設ける場合、設置位置、概要、その他について監督員と協議し承諾を受けなければならない。なお、その費用は受注者の負担とする。
- (8) 本業務及び検査に使用する電気、用水、電話の各設備は、受注者の負担とする。ただし、受注者と発注者が使用する時期・手法等について十分な協議を行い、発注者の承認が得られた場合、発注者の施設を使用することができる。
- (9) 業務完了後は、監督員の立会の下、検査を実施するものとし、検査に要する費用は、全て受注者の負担とする
- (10) 業務完了後、ゴミの搬出、関連部所の清掃を行ったのち検査をする。

3. 委託内容

当業務委託は庄和総合支所庁舎外周および駐車場の良好な衛生環境の維持を図るために、樹木剪定、除草作業と剪定後の樹木、除草後の草木の処分を委託するものである。

各作業時期は草木の生育状況により除草を行う時期を変更することもあるため、実施時期は発注者と協議して日程を決定する。

また、受注者の都合により、仕様書で指定した時期に実施できない場合は、発注者と協議し、実施時期を定めるものとする。

1. 剪定工

① 高木剪定

支所敷地内にある高木のうち2本を剪定する。剪定高木及び剪定具合は施工前に発注者より指示する。

《実施時期》

1回 10月中

② 中木剪定

支所敷地内にある中木のうち25本を剪定する。剪定中木及び剪定具合は施工前に発注者より指示する。

《実施時期》

1回 10月中

2. 剪定工 低木剪定

①垣根等 155m²

- ・支所北側花壇内の垣根の剪定 75m²
- ・支所第1駐車場の垣根の剪定 23m²
- ・支所南側（庄和総合公園との境界部）の垣根の剪定 30m²
- ・支所南側花壇（東側）内の垣根の剪定 15m²
- ・支所南側花壇（西側）内の垣根の剪定 5m²
- ・支所西側樹木の剪定 7m²

《実施時期》

2回 1回目 5月中
2回目 9月中から10月中

②アジサイ 10m²

- ・支所西側アジサイの剪定

《実施時期》

1回 9月中から10月中

③ラベンダー 54本

- ・支所第1駐車場北側 玉物剪定

《実施時期》

1回 5月中から6月中

④ビヨウヤナギ 11m²

- ・支所第1駐車場 東側・北側ビヨウヤナギの剪定

《実施時期》

1回 9月中から10月中

3. 芝生管理工 庁舎南側・西側 300m²

庁舎南側・西側の芝生の刈り込み。南側・西側の芝生敷地のうち、300m²程度の刈り込みを行うこと。

《実施時期》

7回 1回目 4月下旬
2回目 5月中旬
3回目 6月下旬
4回目 7月下旬
5回目 8月中旬
6回目 9月下旬
7回目 10月下旬

4. 除草工 支所第2駐車場 340.8m²

支所第2駐車場の敷地内の除草作業。敷地外周の1割程度の刈り込みを行うこと。
安全確保および事故防止のため、除草作業を実施する駐車場には自動車を駐車させないよう、発注者と事前に協議して日程を決定すること。

《実施時期》

3回 1回目 5月中
2回目 7月中旬から8月中
3回目 10月中

5. 除草工 支所第3駐車場 809.2 m²

支所第3駐車場の敷地内の除草作業。敷地外周の2割程度の刈り込みを行うこと。
安全確保および事故防止のため、除草作業を実施する駐車場には自動車を駐車させないよう、発注者と事前に協議して日程を決定すること。

《実施時期》

- 3回 1回目 5月中
- 2回目 7月中旬から8月中
- 3回目 10月中

6. 除草工 支所北側駐輪場裏 350 m²

支所北側駐輪場裏にある敷地内の除草作業。敷地内の刈り込み機械除草により行うこと。

《実施時期》

- 2回 1回目 5月中
- 2回目 9月中から10月中

7. 除草工 支所北側附属棟裏 50 m²

支所北側附属棟裏にある敷地内の除草作業。敷地内の刈り込み機械除草により行うこと。

《実施時期》

- 2回 1回目 5月中
- 2回目 9月中から10月中

8. 剪定枝等の処分

廃棄物処理にあたっては、環境保護法令を遵守し、地域の環境保全に努めること。

剪定、伐採及び除草作業において発生した剪定枝等については、作業終了後速やかに収集し、廃棄物処理施設等へ運搬すること。運搬中は飛散することのないように注意すること。

廃棄物処理が完了した際には、写真や処理証明書等の関連書類を提出し、適正な処理が行われたことを証明すること。

9. その他

- (1) 受注者は7月末に前期分、委託期間完了時に後期分の完了報告書を提出すること。発注者は完了報告に応じ、契約額の半額ずつを支給するものとする。
- (2) 本仕様書及び契約書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、両者協議し、必要に応じ変更契約を行う。

委託工程表

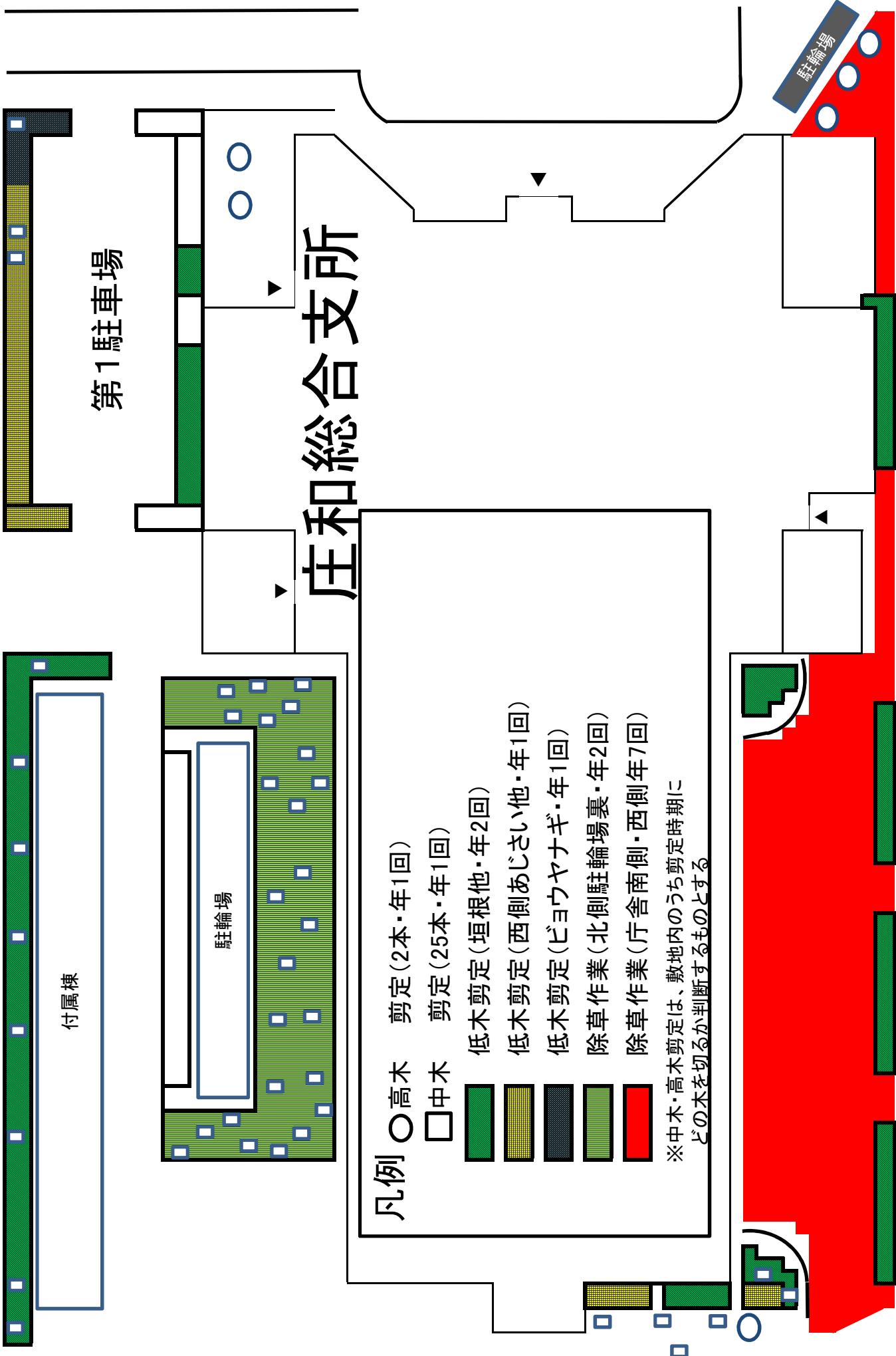
委託業務名：庄和総合支所樹木管理及び除草業務委託

履行期間：令和8年4月1日から令和8年11月30日まで

項目番号	工種	数量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考
1	剪定工 高木剪定	2	本										年1回
2	剪定工 中木剪定	25	本										年1回
3	剪定工 低木剪定 垣根等	155	m ²										年2回
4	剪定工 低木剪定 アジサイ	10	m ²										年1回
5	剪定工 低木剪定 ラベンダー	54	本										年1回
6	剪定工 低木剪定 ビヨウヤナギ	11	m ²										年1回
7	芝生管理工 芝生刈込 庁舎南側・西側	300.0	m ²										年7回
6	除草工 第2駐車場	340.8	m ²										年2回
8	除草工 第3駐車場	809.2	m ²										年2回
9	除草工 北側駐輪場裏	350.0	m ²										年2回
10	除草工 北側附属棟裏	50.0	m ²										年2回
11	完了報告	2	回										前期・後期

※各作業時期については目安として記載していますので、草木の生育状況により変更する場合があります。

庄和総合支所 樹木剪定・除草作業範囲図(庄和総合支所外周)



庄和総合支所 樹木剪定・除草作業範囲図(庄和総合支第2駐車場)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34

35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56

57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78

除草範囲(年3回)

出入口

79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90

庄和総合支所 樹木剪定・除草作業範囲図(庄和総合支第3駐車場)

